

那覇市生活困窮者就労訓練事業認定要領

1 趣旨

本要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）に基づき、那覇市長（以下「市長」という。）が行う法第 10 条第 1 項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

2 認定制度

（1）目的

就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認することで、関係法令の遵守と労働力の不当な搾取を防ぎ、就労訓練事業の適切な実施を確保することを目的とする。

（2）認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、市長が行う。

（3）認定の対象

市長は、那覇市に所在する事業所に係る申請について認定を行う。

認定は、事業所ごとに行う。したがって、同一法人が、複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う。

なお、「事業」とは、一般的に、同種の行為の反復継続的な遂行を意味するが、例えば、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行って差し支えないこととする。

（4）認定の取消

市長は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準（「3 認定基準の内容」参照。）に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（5）報告の徴収

市長は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 認定基準の内容

市長は、規則第 21 条に基づき、以下の認定基準により認定を行う。

（1）就労訓練事業者に関する要件

- ア 法人格を有すること。
 - イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
 - ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
 - エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
 - オ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消の日から起算して5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (キ) 破産者で復権を得ない者
 - (ク) 役員のうち（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者がある者
 - (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件
- 利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア イに掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 自立相談支援機関（那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター）その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

4 認定の手續

(1) 申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第1号）にアに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 申請書に添付する書類

(ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

(イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類

(ウ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿

(エ) 誓約書（様式第2号）

(オ) その他市長が必要と認める書類

※社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく、監督を受け
る法人については、(エ) (オ) のみの添付で可とする。

(2) 受理

市長は、申請者の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(3) 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

ア 法人格を有すること。

イ 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと。

カ 就労支援等に関する責任者を配置すること等。

キ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること

ク 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

※審査については、

平成30年10月1日社援発1001第1号「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」

第8 就労訓練事業の認定等 5 認定事務の詳細 (3) 審査 を準用

(4) 認定

市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第3号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第4号）を送付することにより、その旨を通知する。

5 事業開始後の手続き

(1) 事業変更の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第1号）に記載した事項に変更があった場合は、次のとおり市長へ届け出なければならない。

ア 記載した事項のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前項目分）（様式第5号）

により、市長に届け出なければならない。

(ア) 就労訓練が行われる事業所の名称

(イ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先

(ウ) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

イ 記載した事項のうち、ア以外の事項に変更があった場合は、速やかに認定生活困窮者訓練事業変更届（事後項目分）（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(2) 事業の廃止

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第7号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

6 報告の徴収に関する留意事項

報告の徴収は、報告徴収書（様式第8号）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能とし、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

7 認定取消に関する留意事項

認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第9号）により、その旨を事業者に通知する。

8 その他

(1) 認定就労訓練事業者は、本要領のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。

(2) 認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第2種社会福祉事業である（ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定就労訓練事業は除く。）ため、同法第69条の規定に基づき所定の事項を届け出なければならないことに留意すること。

(3) この手続により市長に提出する書類及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部及び副本1部）とする。ただし、認定を受ける事業所が2箇所以上の場合、それぞれ事業所ごとに2部ずつとする。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する

付 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。